

平成27年度 国立研究開発法人放射線医学総合研究所 調達等合理化計画【自己評価】

調達等合理化計画(抜粋)	自己評価
<p>2. 重点的に取り組む分野 (1) 「研究開発等」に関する調達</p> <p>① 研究所の規程等の適正な運用による、随意契約の実施 【随意契約を実施することにより透明性・公開性を高める。契約監視委員会において随意契約の透明性、公開性、妥当性等の事後点検を受ける。】</p> <p>② 一者応札・応募案件の削減【平成26年度実績の件数・金額よりも削減する。】</p>	<p>① 競争性のない随意契約(少額随意契約、不落随意契約を除く。)について、契約審査委員会において審査を受けるとともに、契約前後のホームページへの公表を実施することにより透明性・公開性を高めた。また、契約監視委員会において随意契約の透明性、公開性、妥当性等の事後点検を受けた。 調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p> <p>② 平成27年度の1者応札・応募案件について、平成26年度実績の件数・金額よりも削減することができた。 調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>(2) 「統合準備業務」に関する調達</p> <p>① 研究所の規程等の適正な運用による、随意契約の実施 【随意契約を実施することにより透明性・公開性を高める。それを踏まえ、契約監視委員会において随意契約の透明性、公開性、妥当性等の事後点検を受ける。】</p> <p>② 日本原子力研究開発機構の調達に係わる規程・制度との比較検討を実施し、より公正性・透明性が確保された合理的な調達に係わる規程・制度を策定する。【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構としての公正性・透明性が確保された合理的な調達に係わる規程・制度を策定する。】</p>	<p>① 競争性のない随意契約(少額随意契約、不落随意契約を除く。)について、契約審査委員会において審査を受けるとともに、契約前後のホームページへの公表を実施することにより透明性・公開性を高めた。また、契約監視委員会において随意契約の透明性、公開性、妥当性等の事後点検を受けた。 調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p> <p>② 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構としての公正性・透明性が確保された合理的な調達に係わる規程・制度を平成28年4月1日付けで策定した。 調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>(3) その他の業務に関する調達</p> <p>その他の業務に関しては、平成27年度が中期計画の最終年度であるため調達案件が増加するものの、事務用パソコンの一括調達、単価契約の推進、他の法人の調達成功事例の導入及び下記3. 調達に関するガバナンスの徹底を行うことにより、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。また、病院の運営に関した調達においては、放医研を利用される方へのホスピタリティ等も考慮して調達を行う。 【事務用パソコンの一括調達、単価契約の推進、他の法人の調達成功事例の導入の何れかについて、成果を上げる。】</p>	<p>事務用パソコンの一括調達及び単価契約品目の追加を行った。 病院の運営に関して治療計画等に支障が生じるおそれのある装置の修理については、放医研を利用される患者に迷惑がかからないよう緊急の調達を行った。 調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底 (1) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>競争性のない随意契約による調達を予定する案件(少額随意契約、不落随意契約を除く。)については、事前に法人内に設置した契約審査委員会(委員長は契約担当役)において、研究所の規程等との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるとともに、契約監視委員会から事後点検を受けるシステムとする。 ただし、患者へ使用する必要がある装置の故障により、治療に支障を生じていて、緊急に修理をしなければならないといった緊急性が高い調達等、止むを得ないと認められる場合は、事後に契約審査委員会に報告を行うこととする。</p>	<p>競争性のない随意契約案件(少額随意契約、不落随意契約を除く。)については、緊急性が高い調達を除き、全て事前に契約審査委員会において審査を受けた。緊急性が高い調達についても、事後に契約審査委員会に報告を行った。また、全て事後に契約監視委員会において点検を受けた。 調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>研究所では、これまで調達に関する内部チェックマニュアルを作成している。また、今年度より調達担当職員を対象としたe-learningを実施するとともに、定期的な研修を行う。研修については、内部チェックマニュアルの担当職員間での定着状態をチェックして研修計画の見直しを行う。 また、他の法人において不祥事が発生した場合には、情報を収集・分析し、規程、マニュアル等へ反映する必要があるかを確認し、必要がある場合には修正する。</p>	<p>調達業務を含む不正防止のためのe-learningを実施するとともに、会計検査院から不当と指摘を受けた他機関の事例について説明会を行った。また、日々の調達に係るチェックを行うことにより不祥事の発生の未然防止等を図った。 文部科学省が所管する大学等において不適切な会計処理が行われていた事例があったため、所内掲示板により注意喚起を行った。規程等については、確認したところ反映する必要がなかった。 調達等合理化計画の目的は達成できたものと評価する。</p>

調達等合理化計画(抜粋)	自己評価
<p>(3) 随意契約の結果の公表</p> <p>随意契約(少額随意契約を除く。)を行った場合には、概ね半年に一度開催される契約監視委員会に報告した後、随意契約の透明性を確保し、公平性、妥当性が確認できるよう、速やかに理由などを付けて公表する。</p>	<p>随意契約(上期分)について、契約監視委員会に報告した後、速やかに理由を付けてホームページへ公表した。下期分についても、契約監視委員会に報告した後、公表する。調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>5. 推進体制 (1) 推進体制</p> <p>本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を今年度内に設置し、調達等合理化に取り組む。</p>	<p>総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を設置し、契約審査委員会に関する規程の変更や随意契約パターンを類型化した審査などを検討し、厳格かつ効率的な調達等合理化に取り組んだ。調達に当たっては、これらの規程の変更や検討結果を踏まえて行った。調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>(2) 契約監視委員会による点検</p> <p>監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置し、当計画の策定及び自己評価の際に点検を受けるとともに、契約事務取扱細則に規定する競争性のない随意契約(少額随意契約及び不落随意契約を除く。)、一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を受ける。契約監視委員会の審議概要を公開するとともに、契約監視委員会から意見又は改善の指導等を受けた場合には、対処する。</p>	<p>監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際に点検を受けるとともに、契約事務取扱細則に規定する競争性のない随意契約(少額随意契約及び不落随意契約を除く。)、一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を受けた。契約監視委員会の審議概要を公開するとともに、契約監視委員会からの契約審査委員会における随意契約の厳格な審査を今後も継続して行うようにとの指導を受けて、その指導に従い対処した。調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>6. その他</p> <p>調達等合理化計画及び自己評価結果等については、研究所のホームページにて公表するものとする。</p> <p>なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、契約監視委員会の点検を踏まえて調達等合理化計画の改定を速やかに行う。</p>	<p>調達等合理化計画をホームページにて公表した。自己評価結果については契約監視委員会において点検を受けた後、公表した。</p> <p>なお、調達等合理化計画のとおり進捗しており、調達等合理化計画の改定の必要性は生じなかった。調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>